

令和3年5月25日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

河内地域協議会

議長 鳥井 一雄 様

南河内地区協議会

議長 森 徹 様

河南町長 森田 昌吾

2021（令和3）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

2020年11月12日付けで要請のあった標記については、別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

河南町役場 総合政策部 秘書企画課

山口 厚志

TEL 0721-93-2500 FAX 0721-93-4691

MAIL hisho@town.kanan.osaka.jp

2021(令和3)年度自治体政策予算要請

日本労働組合総連合会大阪府連合会
連合大阪河内地域協議会

この要請文につきましては、下記のアドレスよりダウンロードできます。

「[連合大阪河内地域協議会のホームページ](http://rengo-kawachi.sakura.ne.jp/)」

<http://rengo-kawachi.sakura.ne.jp/>

この要請の回答につきましては、2021年3月31日までにお願ひします。

<送付先> 連合大阪河内地域協議会

〒579-8058 大阪府東大阪市神田町 10-14

TEL 072-987-8787 FAX 072-987-9944

E-Mail kawachi@rengo-osaka.gr.jp

2021（令和3）年度 自治体政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答】

地域就労支援センターにおいて就職氷河期世代に向けた資料の配架等を行っており、今後とも相談者の個別ニーズに対応すべく職員の育成・資質向上に努めます。

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答】

雇用促進広域連携協議会を設立し、求人・求職情報フェアや企業説明会面接会等、府や近隣市町村と連携し南河内地区で広域的に取り組んでいます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から例年実施する事業の多くが縮小・中止となりましたが、今後新たな生活様式をふまえた感染症対策を徹底した事業の開催を検討しています。

また、関係機関との情報交換等を行いながら、連携に努めてまいります。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

【回答】

障がい者が働くことは、自己実現や社会参加の促進、自立した生活に繋がるものです。本町では、引き続き、事業者等との連携を図りながら就労移行支援や就労継続支援、就労

定着支援などの充実を図ってまいります。また、南河内南障害者就業・生活支援センターやハローワークなどとの連携を図りながら障がい者雇用に関する啓発活動など雇用の拡大を図ってまいります。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市町村民に分かりやすい資料等で公表し、市町村の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市町村の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

【回答】

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用の実施については、かなん男女共同参画プランで掲げている各目標（女性職員管理職の増加、男性職員の育休取得率の増加等）の達成に向けて、同計画内の取り組みを継続して進めております。次期計画の見直し時期には「ジェンダー平等」をめざす町の姿勢を具体的施策に盛り込んでまいりたいと考えています。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市町村内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答】

かなん男女共同参画プランの見直し時期には、「女性活躍推進法」の趣旨を取り入れて改正予定です。対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行い、具体的施策を盛り込んでまいりたいと考えています。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【回答】

会計年度任用職員制度の移行に伴い、非常勤職員に対して現給保障した上で、条件を満

たす職員に対して期末手当の支給を行っております。
相談機能については、迅速な対応が行えるよう、検討します。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答】

国や府、近隣自治体の動向を注視しながら、セミナー・窓口での周知・啓発やハローワーク及び大阪外国人雇用サービスセンター等の関係機関をご案内するなど、関係機関等と連携を図りながら検討を進めてまいります。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【回答】

現時点では、特に取り組みの予定はありませんが、今後、社会情勢やニーズ等に応じて、検討を進めてまいります。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【回答】

町窓口や広報紙において、各機関が実施する支援制度の周知を図るとともに、近隣市町村等で構成される雇用促進広域連携協議会で開催する求職・求人フェア等で幅広い世代へ向け仕事の魅力等の発信を行っております。加えて、例年、近隣町村と職業能力開発事業を共同で実施し、住民への技能習得の支援を行っております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症による社会動向を注視しつつ感染防止を徹底したうえでの開催を図ってまいります。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進される

よう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【回答】

就労支援コーディネーターによる就労支援を充実させ、相談者の個別課題に対して柔軟に対応し効果的な支援の実現に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

< 継続 >

① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。また、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【回答】

近隣町村と職業能力開発事業を共同で実施しております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを徹底した上での開催を検討しております。また、各機関が実施する支援制度を町窓口や広報紙等に配架・掲載し、広く周知を図っております。

< 継続 >

② 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答】

本町独自の融資制度はありませんが、令和3年度から中小企業等事業資金融資信用保証料の補給を行い、既存制度の拡充を図ります。

< 継続 >

③ 非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市町村としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答】

中小企業へのBCP策定支援については、大阪府が実施している支援制度の普及に努めます。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【回答】

関係機関と連携しセミナーの開催を実施しております。加えて窓口や広報での周知・啓発を実施するなど法制度の普及に努めます。

【総合評価入札制度を導入している自治体】(東大阪市、柏原市、富田林市、河内長野市)

<補強>

(3) 公契約条例の制定について (★)

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【総合評価入札制度を導入していない自治体】(上記以外)

<補強>

(4) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

総合評価入札制度について、本町では総合評価落札方式(簡易型)を現在試行導入しております。また、公契約条例については、今後大阪府や近隣市町村の動向を注視してまいります。

<新規>

(5) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について (東大阪市以外)

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【回答】

本町における中小企業等の現状等の把握に努めるとともに、「中小企業振興基本条例」につきましては、今後、近隣市町村の動向を注視してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市町村民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

地域包括ケアの推進につきまして、第8期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)においては、新たな施設整備は見込んでおりませんが、地域密着型サービスにつきましては、市町村間での調整や将来的な地域のニーズに応じて随時、整備の検討を行います。

また、総合事業のサービスにつきましては、生活支援を図る協議体等において検討を行い、令和元年度から訪問型サービスDの取り組み、令和2年度には訪問型サービスCの取り組みを開始するとともに、現在通所型サービスBに向けた調整も実施しており、地域の実情に応じてサービスの充実を図ってまいります。

そして、在宅医療・介護連携におきましては、連絡・連携ツールとしての「笑顔れんらく帳」や「在宅医療介護連携マップ」の作成など、連携の推進を図っておりますが、今後も連携の充実に努めてまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市町村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市町村民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

各種健診や健康に関する情報についてはホームページや広報に掲載し、情報発信に努めております。健康診査やがん検診は後期高齢者広域連合や健診業者、医師会等と連携し、検診機関の拡充や休日健診などの住民が受診しやすい環境を確保するとともに、対象者への受診勧奨も行っています。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

【回答】

町立の医療機関はありません。

< 継続 >

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

【回答】

地域における医療体制につきましては、富田林医師会が中心となって地域医療を担っていただいています。

また、近隣地域と連携し、広域的な医療体制を確保するなどの取り組みも行っており、効果的な医療提供体制の構築を行っています。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

< 継続 >

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【回答】

国・府の動向に合わせた対応をしております。さらなる少子高齢化が見込まれる中、不足する介護人材の確保に向け、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を踏まえた人材確保について関係機関とも連携をし取り組んでまいります。

< 継続 >

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】

地域包括支援センターに三職種（保健師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名）のほか、介護支援専門員1名を配置し、地域包括支援センターの機能が発揮できるように努め、介護予防・総合相談・権利擁護・介護支援専門員の後方支援など、今後も地域の実情に応じて事業を展開してまいります。また、地域包括支援センターが、家族などが介護しながら仕事を継続できるよう、介護保険サービスや高齢福祉サービス及び地域資源について地域住民に対する周知・広報の取り組みを強化してまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【回答】

本町では、平成28年6月に策定した「河南町認定こども園等整備基本計画」に基づき、適正な園の配置を図るべく計画を進め、令和2年4月に幼保連携型認定こども園2園体制を構築しました。一方で、少子高齢化が進む中、保護者の勤労形態の多様化や、令和元年10月から実施された幼児教育無償化など、保育ニーズが高まっている状況にあります。

このような背景に対応できるよう、的確に社会情勢に応じた保育ニーズを把握するとともに、認可外保育施設等とも連携を図ってまいりたいと考えております。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】

保育士等賃金については、令和2年4月から実施されました会計年度任用職員制度により、賃金水準のベースアップ等の対応を図るとともに、処遇改善加算制度の活用を実施してまいりました。また、民間事業者との意見交換会についても、町内園による園長連絡会などにより定期的に実施しているところです。

今後も引き続き保育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

< 継続 >

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

本町では、病後児保育、生後2か月からの乳児保育、延長保育を実施しております。また、町独自に第2子以降保育料の無償化、園児の給食費（副食費）無償化事業を実施しており、保護者への財政支援を行っているところです。

当該保育を継続して実施するため、必要な財源を確保するとともに、子育て世帯の保育ニーズを的確に把握し、保護者が求める保育サービスについての新たな実施など、調査研究してまいりたいと考えております。

< 継続 >

④子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答】

本町では、平成31年4月に「子ども家庭総合支援拠点」による総合的な相談体制を構築しています。この組織では、専門的見地を有する心理相談員、育児相談・保育ニーズに対応する利用者支援員など、様々な職種により相談内容に応じた対応ができるようにしております。

子どもの居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策についても、この拠点を中心に、福祉部門・教育部門など関連部署と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

< 補強 >

⑤子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、虐待防止プログラムの受講体制を整えたうえ、相談業務を担う職員には専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

本町では、平成31年4月に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、要保護児童対策地域協議会や子育て支援包括支援センターなどを中心に、関係機関との連携を図り、児童虐待・予防への対応や保健師による妊娠出産期等への支援など、様々な取り組みを行っております。また、子ども自身が駆け込み、相談できる窓口となり、相談内容に応じて様々な関係機関へ繋ぐ役割も果たしています。

今後も、児童虐待への早期対応及び未然防止に努めてまいりたいと考えております。

<新規>

⑥小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答】

子どもの救急医療体制につきましては近隣市町村と連携し、休日診療や小児夜間救急などの救急医療体制を整えております。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答】

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年をかけて計画的に40人から35人に引き下げていくこととされたところですが、教育環境の充実や学力向上のためにも、きめ細やかな指導が必要なことから、引き続き教職員の配置要望を行ってまいります。また、教員の労働時間を是正するため、既に導入していますICカードによる出退勤システムにより、客観的な勤務時間の管理を行い、在校時間の長時間化を防ぐための環境整備等の取り組みを行っているところです。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市町村における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【回答】

奨学金制度については、引き続き情報提供に努めるとともに、対象者に対しては教育相談などを行ってまいります。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【回答】

本町では、イベント・講演会・人権週間などでチラシ等を配布し、「ヘイトスピーチ解消法」を含む、いわゆる人権三法に関する周知啓発を行っております。今後も本町での現状を把握し、公共施設の施設管理者と連携して、適切な対応に努めてまいります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市町村民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市町村においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】

LGBTなどセクシャルマイノリティに対する理解を深めることを目的に、本町でも職員研修をはじめ、住民には広報紙・男女共同参画ニュース等で啓発を行っております。また、行政としての意識変革活動に取り組んでおり、令和元年7月には河南町印鑑条例を改正し、印鑑登録証明書の性別欄の記載を削除するなど取り組みを実施しております。行政内部からの改革も進めており、今後も多様な価値観を認め合う社会を目指してまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市町村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

「部落差別解消法」が施行され、本町でも広報紙や講演会等を通じ、人権をまもる会・人権擁護委員の協力をいただきながら、住民への啓発に取り組んでおり、今後も部落差別の解消を含めた、あらゆる差別の撤廃に向けて取り組んでまいります。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

本町における期日前投票所は、地域公共交通の発着場所や図書館等に近接している町役場内に8時半から20時まで設置しております。加えて交通が特に不便な山手の3地区には、各選挙2時間程度の期日前投票所を設けております。

共通投票所の設置や、投票所設置に伴う公募については、鉄道駅が町内にないことなどから集約的な拠点がなく、困難な状況です。記号式投票については全国的に事例が少ないことから、今後研究してまいります。

不在者投票については、選挙人の投票用紙請求手続きにおいて、電子申請による請求の導入を今後検討してまいります。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答】

本町においては、ふるさと納税で寄附をいただく際に、教育や産業振興等の使用用途について、寄附者が選択できるようになっています。

そのため、選択いただいた使用用途に応じ、各関連施策・事業へ予算を充当し、地域の活性化に努めています。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市町村民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答】

食品廃棄物の削減については広報紙を通じて住民への啓発に努めております。

その他の食品ロスに関する課題については、企業や消費者と一体となった取り組みが必要であることから関係部署間で連携し、啓発に取り組んでまいります。

< 継続 >

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

フードバンク活動に関する課題については、企業等と連携した取り組みが必要であることから、ニーズに応じて関係部署間で連携を図りながら啓発等に取り組んでまいります。

< 継続 >

(3) プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的なとりくみが求められている。ポリ袋の有料化がスタートし市町村民の意識が高まるタイミングであることから、効果的な具体的施策を行うこと。

【回答】

廃棄物の分別収集につきましては、これまでどおり徹底するとともに、適切な分別方法等について、広報誌等を活用し、啓発に努めてまいります。

< 継続 >

(4) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

「消費生活だより」を発行し、情報提供・啓発等を行っている他、近隣市町村と連携し、消費生活相談窓口を広域的に設置しています。

< 補強 >

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供

や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答】

本町では、大阪府内で詐欺や凶悪犯罪等が発生し、高齢者や住民に被害を及ぼす可能性がある場合、登録者に対し、犯罪情報等の周知、注意喚起を目的とした「かなん安全安心メール」の配信を行っています。特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策につきましては検討してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

< 継続 >

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

本町には鉄道駅・空港などの公共交通機関が無く、駅等に関する財政措置は行っておりません。本町が運行している地域公共交通のバスについては、障がい者の方に対する運賃割引など、障がい者の方々にも利用しやすい形で運行しているほか、お年寄りや障がい者の方をはじめ、住民の方々に地区避難場所が分かるように地域公共交通のバス停に避難所案内等を設置しております。

< 新規 >

(2) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答】

教育・保育施設園周辺の道路については、それぞれの施設における登降園の状況や園外活動の頻度などによって、キッズゾーンの設定を検討する必要があると考えておりますので、道路部局と協議しながら引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

< 新規 >

(3) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【回答】

本町では、マイカーに頼らずとも生活ができる交通手段として、河南町地域公共交通を平成28年2月から実証運行を行い、平成31年2月から本格運行に移行しています。定時定路線で運行し、町内の公共施設に加え、大型小売店舗や医療機関に停留所を設けることで利便性向上に努めております。

また、各停留所における乗降人数の集計を行い、移動の実態の把握に努め、今後も、区域ニーズに応じたきめ細かい公共交通サービスを提供することで、住民の生活活動を支援し、持続可能なまちづくりを目指します。

<新規>

(4) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業者における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

本町の水道事業は、給水収益の減少や老朽化施設更新費用の増加、職員の技術継承問題等の課題があり、これらの課題解決に向け、令和3年4月に大阪広域水道企業団と統合しました。今後の水道事業の安全、強靱、持続を達成するため、大阪広域水道企業団と連携を図ってまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答】

令和3年4月末に、災害に備えて日ごろから実施するべき対策等を掲載した町災害ハザードマップを全戸配布しました。また、土砂災害の危険な地域についてはそれぞれ、地域版ハザードマップ作成過程で住民とワークショップを開催し危険箇所の周知及び追加の

危険箇所の確認等を行ってきました。

また、出水期には町広報紙において土砂災害に対する防災意識向上を図るための記事を掲載しており、毎年11月には住民や防災関係者が参加する町総合防災訓練を実施しています。

また、今年度は同報系防災行政無線のデジタル化を実施し、より聞こえやすい防災行政無線放送や、情報伝達の多様化に向けて進めています。

また、地域防災計画については、現在の新型コロナウイルス対策を踏まえて、感染症対策について記載することを検討してまいります。

「避難行動要支援者名簿」は毎年更新を行っています。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答】

大規模地震発生時には、自治体職員のマンパワーが不足することが予測されることから、本町は平時から、自助・共助の観点から、各地区の自主防災組織と連携し、防災活動に対する必要な支援を行い、地域の防災力向上に努めています。

また、帰宅困難者対策については、大阪府の地域防災計画に習い、本町地域防災計画にも反映し、対策を検討しています。

<補強>

(7) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時には、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

【回答】

大阪府内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、町内在住の大阪府職員が府に出勤するのではなく、地元自治体に緊急参集し、町の災害対応を支援する体制を構築しています。

<継続>

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止

のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

施設整備については、大阪府と連携して、進めていきます。ハザードマップについては、令和2年度で最新のハザードマップを作成し、住民に全戸配布をしました。

また、平成30年度に防災関係機関がどのように連携して、事前の防災行動をとるかということを定めた「河南町土砂災害タイムライン」を策定しました。

今後、各地域での土砂災害発生前に、早めの避難行動をとるための計画「コミュニティタイムライン」の策定を進めていきます。

< 継続 >

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市町村民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市町村民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

令和元年度から大阪府において導入されている、大規模な災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、日常生活の状態から災害時の状態への意識を切り替えを呼びかける「災害モード宣言」について、住民に対し周知していきます。

また、コロナ禍での大規模災害に伴う避難所のあり方について、現在作成中の避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス対応編）に基づき、適切に対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算要請について

日頃より、市民の安全確保の取り組みにご尽力いただき、敬意を表します。

新型コロナウイルスの世界規模での流行は、広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、収束への見通しが不透明な中、働く者の生命と健康、生活基盤を脅かしています。また、人の命と生活の安全・安心を維持する業務に従事するエッセンシャルワーカーとその家族の方々に対する差別や誹謗中傷が大きな社会問題となっています。

加えて、さらなる経済状況の悪化が見込まれる中、生活困窮度が増している低所得者層に焦点を当てた経済対策、具体的かつ迅速な雇用対策、社会的セーフティネットの強化が急務となっています。このような情勢下においては、休業を余儀なくされた働く者への所得補償や事業主に対する助成のさらなる拡充など、国民の暮らしを支える対策も継ぎ目なく講じていかなければなりません。同時に、中長期的な視点をもって、感染拡大防止と両立する新たな事業活動などのあり方を検討し、社会の構造変革を促すための必要な対策を講じていく必要があります。

つきましては、中小・小規模事業者への事業継続支援、雇用と家計を支えるための経済対策、子どもの生活・教育環境づくりなど、速やかな対応策の策定・実施、実効性に基づく柔軟な対応を進めていただきますようお願いいたします。

記

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

【回答】

検査・治療体制や物資の確保につきましては、大阪府の主導で富田林保健所が行っていただいております。医療崩壊を起こさないためには、一人ひとりが感染しないように常日頃から感染防止対策を講じ、不要不急の外出を控えるなどの取り組みが必要であるため、広報やホームページ等で啓発を行っております。

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消

毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

【回答】

本町には感染者を受け入れられる宿泊施設はありません。

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業（労働者）への支援について

① PCR検査の拡充、及び必要物資の供給

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

【回答】

本町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内の事業者に対して河南町新型コロナウイルス関連経営継続化支援金の支給を実施いたしました。今後とも、ニーズの把握に努め検討を進めてまいります。

② 保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。

【回答】

保育施設については、社会を構成するのに不可欠となるエッセンシャルワーカーを支えるため、常に事業の継続が求められているところです。本町では、昨年事業継続に寄与していただいている労働者に対して、保育従事者慰労金を給付しています。

今後も、新型コロナウイルス感染状況を注視するとともに、労働環境をはじめ、保育施設等の事業が継続できるよう必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

また、高齢者や障がい者など特に支援が必要な方に支援を行う事業者については、十分な感染防止対策を前提として、必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされていることから、国の通知等を踏まえた感染防止策等を行いつつ、事業が継続されるよう、周知・広報に努めてまいります。

③ 介護サービス提供体制の強化

介護事業所でクラスター発生や家族が感染し、利用者が濃厚接触者となった場合の対

応について、代替サービス等のサービス提供がスムーズに行えるよう居宅介護支援事業所との連携を強化し体制を整えること。また、コロナ感染拡大によるサービス利用自粛者のADL（日常生活動作）低下が進まないための対策を講じること。加えて、介護事業所の利用控えが続かないよう、利用再開に向けたガイドライン、及び施設での面会や外出の制限についてもQOL（クオリティ オブ ライフ）向上に向けたガイドラインを策定すること。

【回答】

介護などのサービスについては、コロナ感染下においても、継続的・安定的にサービスが提供されることが重要です。本町では、要介護認定において、認定調査を省略して要介護認定期間を延長する特例的な取り組みなど、施設や本人の感染予防の意向に配慮して運用を行っておりますが、感染者が発生した場合においても、事業者との連絡を密にしつつ、必要な相談・調整等を行ってまいります。

なお、本町においては、百歳体操の普及など独自の介護予防の取り組みを実施するとともに、地域主体の通所予防の仕組みづくりなどを進めておりますが、今後とも、コロナの感染状況等も踏まえながら、予防の取り組みや重症化の抑止に努めてまいります。

④感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

【回答】

感染者への差別について、町長メッセージを町のホームページ及び人権啓発冊子に折り込み町内全世帯に感染者への誹謗中傷や差別について、啓発をしております。

また、企業に対しては、大阪企業人権協議会からの資料等を定期的に各事業者に配布しております。今後、国からの情報発信については、企業に向けて広報紙などを通じて周知を強化してまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

【回答】

要請等は行っておりませんが、周知につきましては、広く分かりやすい方法等を検討

してまいります。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

【回答】

令和2年度につきましては、町内の中小企業等に対し、経営継続を下支えすることを目的に河南町新型コロナウイルス関連経営継続化支援金の支給を実施しました。同時に国や府が実施する制度の把握に努め、周知等を図っております。今後とも新型コロナウイルス感染症が与える影響を注視し支援施策の検討に努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

【回答】

今後とも各機関が実施する制度等の把握に努め、周知を図ってまいります。

④不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

【回答】

関係機関との連携を今後も継続し窓口の周知を図る等、適切な対応を検討してまいります。

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

【回答】

エッセンシャルワーカーは、様々な分野・業種に従事する方が対象となることから、各担当部署ごとにニーズ等に応じて、必要な支援ができるよう、情報収集等に努めてまいります。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

【回答】

令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒液、ビニール手袋などの購入費や、トイレ清掃に係る費用などを確保し、小中学校での感染拡大防止に努めているところです。

② 学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大により、修学旅行や宿泊を伴う校外学習の中止をする場合のキャンセル料について、保護者への支援を検討してまいります。

③ 教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

【回答】

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどを配置し、児童生徒への支援、また、教職員のサポートを行っております。